

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度浜松市若年層向け情報発信業務
- (2) 履 行 期 間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 履 行 場 所 浜松市内
- (4) 契約上限金額 4, 4 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務内容

(1) 業務目的

本市の魅力を P R する 1 5 秒動画を制作し、近年若年層を中心に急速に視聴数が伸びている TVer で広告配信することで、市内の若年層のシビックプライドの醸成をはかる。

(2) 業務内容

① 動画の制作

- ア ②で示す広告配信を掲出するための動画を制作する。
- イ 動画の尺は 1 5 秒とする。
- ウ 動画は、浜松市の「子育て」「仕事」「教育（学業）」「食」「自然」「産業」「アクティビティ」等をテーマとし、キャッチフレーズとともに浜松の魅力を P R するものを 1 テーマにつき 1 本、計 4 本以上制作するものとする。制作するテーマ、本数を具体的に提示すること。なお、「子育て」「仕事」のテーマは必須とする。
- エ 制作した動画は、その認知度の定着をはかるため、既存の他の広報媒体（本市の公式 YouTube チャンネルやテレビスポット CM 等）でも委託者において配信する。そのため、動画は大型スクリーンの投影や YouTube への投稿などの TVer 広告以外でも活用できるようフルハイビジョン以上の画質で制作すること。
- オ 企画、企画案等の制作、出演交渉、事前取材、撮影、編集、ナレーション等の文案作成及び吹き込み、BGM や音響、特殊効果等の選択など動画制作に係るすべての業務を受託者が責任を持って行うこと。
- カ 動画制作にあたっては、テーマ・内容について事前に委託者の承認を受けて決定することとし、動画制作の 1 月前には構成案を委託者に提出して承認を得ること。
- キ 制作終了後、速やかに初校を委託者へ提出し、校正を受けること。
- ク 構成案や映像の校正は修正箇所が無くなるまで繰り返し行うこと。
- ケ 第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの、公序良俗に反するものなど法令違反とならないよう十分に留意すること。

② TVer への広告配信

- ア 効果が最大となるような配信設定（配信期間、広告配信番組ジャンル等）を提案すること。ただし、「対象エリア：浜松市、対象者：1 8 歳～2 5 歳の男女」は固定とし、制作した動画は全て広告配信するものとする。

- イ 目標完全視聴数（KPI）を根拠とともに提案すること。また、目標達成のための具体的な工夫・取組についても提案すること。なお、提案をもとに委託者と協議し、最終的な配信設定と目標完全視聴数（KPI）の設定を行う。
- ウ 目標完全視聴数（KPI）で示した数値を達成した場合も、設定した期間の末日まで配信を続けること。
- エ 広告配信期間中、委託者の求めに応じて、広告の配信状況を報告すること。

③ 効果検証（運用報告書の作成）

- ア 配信した広告の成果をまとめた運用報告書を提出すること
- イ 効果検証は1本の動画広告につき1回以上行うこと
- ウ 日にち・時間帯・デバイス別による、視聴数、閲覧者の属性（性別、年齢、特性など）を記載すること。
- エ 効果検証をもとに、今後の課題と動画広告に関する提案等について記載すること。

④ その他

- ア 第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの、公序良俗に反するものなど法令違反とならないよう十分に留意すること。
- イ 成果品は浜松市に帰属するものとし、契約期間以後も永続的に使用できるものとする。

3 成果品

(1)業務計画書

- ・契約締結から10日以内に制作し、委託者の承認を得ること。
- ・契約書第7条第1項に規定する(1)業務予定表及び(2)業務責任者の届出書に換えて、業務計画書を提出するものとする。

(2)運用報告書

- ・事業実施期間における各種データ（視聴数、閲覧者の属性、見解など）を分析し、その結果を提出すること。

(3)動画データ 完パケ、白素材（DVD-R または BD-R）一式

- ・本市の既存の他の広報媒体（本市の公式 YouTube チャンネルやテレビスポット CM 等）で配信できるよう動画データを提出すること。

(4)完了報告書

- ・業務完了後に、今年度の実績および次年度以降の改善提案等を含めた完了報告書を提出すること。

4 支払

契約金額の支払いは、履行期間満了後に一括で支払い、部分払いはしないものとする。